

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

改善の処置の履行状況を検査した事項の件数 40件

(前年度 45件)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われること)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

2 検査の結果

本院は、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、令和元年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項49件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件を除いた40件について、2年8月から3年7月までの間に、関係する17省庁等を検査した。

検査したところ、改善の処置が履行されていたもの(履行済)が28件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」)が11件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(一部不履行)が1件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(不履行)が0件となっていた。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。また、一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどする必要がある。

本院は、一部不履行1件、検査分履行済11件、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件及び令和2年度決算検査報告に掲記した処置済事項20件の計41件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。